

「子ども虐待医学」投稿規程

「子ども虐待医学」は一般社団法人日本子ども虐待医学会の機関紙であり、子ども虐待医学・医療の進歩と発展ならびに子ども虐待対応の普及に寄与することを目的とするものである。

1. 投稿内容

投稿論文は子ども虐待医学・医療の進歩と発展に寄与する創意に富んだもので、他紙に投稿中または発表していないものに限る。

2. 投稿様式

総説、原著、症例報告、短報とし、その種目別を投稿に際し記載する。ただし、最終決定は編集委員会が行う。

編集委員会からの依頼論文として、総説、特別報告等を本誌に掲載することもある。そのテーマおよび著者は編集委員会が決定する。

編集委員会からの依頼により、学会でのシンポジウム、パネルディスカッションの報告を掲載することがある。

3. 投稿資格

筆頭著者は本学会の会員に限る。著者の人数は10名以内とする。編集委員会が認めた場合は非会員の投稿も受け付ける。ただし、共著者の自筆承諾書が必要である。

4. 論文の採否

投稿論文の採否は編集委員会が定めた2名の査読後、編集委員会が判断、評価する。

掲載順は編集委員会で決定する。ただし、掲載は受理順を原則とする。

査読結果送付後1年間返事のない場合は投稿を取り下げたものとみなす。

5. 論文の構成と長さ

発表論文は明解、簡潔を旨とし、以下の規定に従うこと。

1) 原著は以下の構成で記載する。

1頁目に題名・著者名・施設名を和文と英文で記し、2頁目に和文で要旨、キーワードを記し、3頁目に英文で要旨・キーワードを記載する。(キーワードは原則として単語とし、長い文になることは避ける。)

4頁目からは本文(和文)、文献、図表の順に記載する。

2) 症例報告は原著に準ずる。

3) 短報は速やかな掲載を目的としたもので、様式は症例報告に準ずるが、採択後は遅滞なく掲載するものとする。

4) 原著、総説の和文要旨は400字以内、英文要旨は400words以内でdouble spaceでタイプする。字数はタイトル、要旨、本文および文献、図・表などをすべて含め和文では刷り上がり8頁以内(16,000字以内)、枚数換算は題名・著者名・所属施設名の和英で1枚、和文要旨で1枚、図、表、写真はそれぞれ400字相当と換算する。症例報告は原著に準ずるが、刷り上がり4頁以内(8,000字以内)とする。短報は刷り上がり1頁以内(2,000字以内、英文要旨は不要)とする。学会でのシンポジウム、パネルディスカッションの報告は2頁以内(4,000字以内)とする。

5) カラー写真の掲載は自己負担扱いとなる。

6. 原稿の書き方

1) 原稿はワープロソフトを用いてA4版用紙に横書き(エックス線フィルム、写真等はデジタルデータ)で、25字×32行で印刷する。CDディスクもしくはUSBメモリを添付し、別紙にソフト(年次)を明記すること。なおディスクには所属と筆頭著者名を明記すること。

2) 用語は現代仮名遣いで、また医学用語以外は常用漢字とする。

3) 度量衡等はCGS単位に限る。

4) 外国の人名、地名は言語を用い、ブロックレターで記載する。

5) 医薬品名は原則として、日本語または英語の一般名(generic name)を用いる。

- 6) 論文中で繰り返し使用する語は略語を使用してもよいが、その略語は正式略語または慣習的に使用されているものを原則として、初出の完全用語の後に () で略語を使用する旨を明記する。
- 7) 図、表は挿入個所を本文中に明記し、記載位置は末尾とする。
- 8) 原著の本文は、はじめに、目的、方法、結果、考察、結論の順とし、症例報告は、はじめに、症例、考察、結論を明記する。
- 9) 論文の中央下に頁数を記載する。

10) 文献の記載

- 文献は本文中に肩付けした引用番号順に配列する。
- 文献数は原著で原則 30 以内とする。
- 著者名は筆頭著者から 3 名を列挙し、それ以上は「他」または「et al.」とする。
- 誌名略記は医学中央雑誌刊行会、医学中央雑誌収載目録略名表および Index Medicus に準ずる。英文雑誌・英文単行本はイタリック体で記載する。
- 学会、研究会等の抄録は文献として認めない。
- 文献記載例

【和文雑誌】 引用番号) 著者名. 題名. 雑誌名. 発刊西暦年; 巻: 頁 - 頁.

[例]

- 1) 小関 一英, 益子 邦洋, 坂本 哲也, 他. Trauma Registry 検討委員会活動と今後の展望. 日外傷会誌. 2004; 18: 394-399.

【単行本】 引用番号) 著者名. 分担項目題名. 編著者名. 書名. 版. 発行地: 出版元; 発行西暦年. p. 頁 - 頁.

[例]

- 2) 相原 敏則. 画像診断. 坂井 聖二, 奥山 真紀子, 井上 登生編著. 子ども虐待の臨床 —医学的診断と対応— 初版. 東京: 南山堂; 2005 年. p. 107-139.

【英文雑誌】 Citation No.) Author(s). Title. *Journal*. Year; Volume(Issue): Page-Page.

[例]

- 3) Petrie KJ, Muller JT, Schirmbeck F, et al. Effect of providing information about normal test results on patients' reassurance: randomised controlled trial. *British Medical Journal*. 2007; 334 (7589): 352-254.

【英文電子ジャーナル】 Citation No.) Author(s). Title. *Journal*. Year; Volume(Issue): Page-Page. Available from: DOI (Digital Object Identifier) and/or URL [Date of access].

[例]

- 4) Wang F, Maidment G, Missenden J, et al. The novel use of phase change materials in refrigeration plant. Part 1: Experimental investigation. *Applied Thermal Engineering*. 2007; 27 (17-18): 2893-2901. Available from: doi: 10. 1016/j.applthermaleng. 2005. 06. 011. [Accessed 14th July 2015].

- 5) Arrami M, Garner H. A tale of two citations. *Nature*. 2008; 451(7177): 397-399. Available from: <http://www.nature.com/nature/journal/v451/n7177/full/451397a.html> [Accessed 20th January 2015].

【英文単行本】 Citation No.) Author(s) of the chapter. Title of chapter. In: Editor(s). (ed. or eds.) *Title*. Edition (if not the first edition). Place of publication: Publisher; Year. p. Page-Page.

[例]

- 6) Partridge H, Hallam G. Evidence-based practice and information literacy. In: Lipu S, Williamson K, Lloyd A. (eds.) *Exploring methods in information literacy research*. Wagga, Australia: Centre for Information Studies; 2007. p. 149-170.

- 11) キーワードは 3 ~ 5 語とする。

7. 原稿の送付

- 1) 投稿論文は正 1 部のほかにコピー 2 部とし、メールアドレスを明記し簡易書留郵便で郵送する。採用され

た論文は原則として返却しない。

2) 送付先は、一般社団法人日本子ども虐待医学会 編集委員会宛

〒 259-1132 神奈川県伊勢原市桜台 1-5-31 チェリーヒルズ金田 2 階 B 号室

一般社団法人日本子ども虐待医学会事務局

「子ども虐待医学」編集委員会宛

電話：0463-95-4166 ファックス：0463-90-2716

E-mail : info@jamscan.jp

8. 校正

初稿は著者校正とする。共著の場合は校正者を指定し、また、校正者の住所を「表紙上覧」に明記すること。大幅な追加、削除は認めない。

9. 論文の著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、一般社団法人日本子ども虐待医学会に属するものとする。

10. 掲載料

1) 投稿原稿は規定に反しない限り掲載料は無料とする。

2) 別刷りは原稿送付の際に希望部数を 50 部単位で申し込むこと。この費用は著者の負担とする。

11. 倫理規定

倫理的に問題のある研究や表現は認められない。

人を対象とした研究に当たっては、ヘルシンキ宣言に基づくこと。その際、インフォームドコンセント、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないし、それに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。個人情報保護に基づき、匿名化すること。なお、十分な匿名化が困難な場合には、同意を文書で得ておくこと。

動物を対象とした研究に当たっては、医学生物学的研究に関する国際指針の勧告の趣旨に沿ったものとし、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。

12. 利益相反

「臨床研究に関する利益相反管理指針」および「同 施行細則」に基づき、臨床研究（医薬品、医薬部外品、健康食品、医療機器等）に関する論文は、利益相反を自己申告しなければならない。

1) すべての著者は投稿時に、「臨床研究に関する利益相反管理指針施行細則」に定める「投稿時利益相反申告書」（学会ホームページからダウンロード）*により、利益相反状態を自己申告すること。

2) 利益相反関係（例：研究費、特許取得を含む企業との財政的關係、当該株式の保有等）の有無を本文末尾に明記すること。利益相反関係がある場合には、関係する企業、団体名を明記すること。

〔利益相反に関する記載例〕

- 本研究は〇〇〇〇の資金提供を受けた。
- 〇〇〇〇の検討に当たっては、〇〇〇〇から測定装置の提供を受けた。
- 利益相反はない。

13. 投稿規定の改定

投稿規定は編集委員会の議を経て改定することがある。ただし、理事会の承認を要す。

* 「投稿時利益相反申告書」は別紙の通り。